

検体プール検査法による検査に関する対応(案)

- 検体プール検査法の指針(仮称)の作成・公表
 - ・ 検体プール検査法の研究班の協力を得て、諸外国の基準も参考に、日本の実用を踏まえ、内容を調整し、検体プール検査法の指針(仮称)案を作成

- 検体プール検査法による行政検査を実施する場合には、以下によることとする。
 - ①対象からは、患者(疑い症状を有するもの等)、濃厚接触者を除く。
 - ②都道府県等が、検体プール検査法により行政検査実施を希望するときは以下の要件を満たすこととする。
 - ・ 検体プール検査法の指針(仮称)を満たしていること
 - ・ 検査実施機関が衛生検査所登録をしていること
 - ・ 新型コロナウイルス感染症PCR検査に関し、外部精度管理の調査を受検している又は受検予定であること
 - ③実施した検体プール検査の実績について、厚労省に報告を求める。

検査の対象集団と検査方法のイメージ(案)

正当な理由のある者のカテゴリーのうち、当該施設で患者は発生していない医療・介護施設等は、事前確率は比較的低いと考えられるので、検査実施機関が、プール検査について一定の精度基準を満たしていれば、行政検査の対象とすることを検討する。

